

自衛官人権裁判勝利！

全国交流集会

7月11日(月)は浜松基地自衛官人権裁判の判決です



さわぎり裁判での福岡高裁の画期的判決(2008年8月25日)や女性自衛官人権裁判での札幌地裁の全面勝訴判決(2009年7月29日)後にも、いじめによる自殺、過労死、上官の暴力、「訓練中の死亡事故」等々、自衛官の人権に関わる裁判は、今なお全国各地で闘われています。たちかぜ裁判は、いじめに関する国の責任を認めながら、自殺との「相当因果関係」を否定した一審判決(横浜地裁)に原告が控訴し、東京高裁での裁判が続きます。

浜松基地自衛官人権裁判では、7月11日に注目の一審判決(静岡地裁浜松支部)が下されます。同種の裁判は、仙台や前橋、長崎でも取

り組まれており、札幌では新たな人権裁判(「命の雫」)が始まっています。

こうした状況のもと、全国各地の当事者、弁護団、支援者が集まり、それぞれの裁判の現状や課題を報告し合うとともに、自衛官の生命と人権を守ることが、今この国にとってどのような意義を持つのか、どうすればそれを守り得るのかを考え、広く世論に訴える機会としての交流集会を開催します。

地震の救援復興に日夜従事している自衛隊員の健康問題は、今後ますます重要になります。

是非ご参加ください。



自衛官の命と人権を守るために

とき

6月4日(土) 13:00~16:30

ところ

浜松市地域情報センター ホール

浜松市中区中央1-12-7

JR浜松駅北 徒歩10分

内容

1 裁判報告

浜松基地自衛官人権裁判
たちかぜ裁判(控訴審)
さわぎり裁判
真駒内基地「命の雫」裁判
朝霧駐屯地事件裁判(前橋地裁)
特別報告

勝訴が確定した女性自衛官人権裁判(札幌)の原告本人の報告(予定)

2 問題提起

~自衛官の人権を守ることの意義、その方策は?~

記者 三浦耕喜(東京・中日新聞)

弁護士 佐藤博文(日弁連人権委員会、基地問題調査研究特別部会委員)

弁護士 岡田 尚(たちかぜ裁判弁護団長)

弁護士 西田隆二(さわぎり裁判弁護団事務局長)

3 原告からの訴え・アピール



浜松基地自衛官人権裁判JR浜松駅前宣伝行動

全国の自衛隊裁判が集合!
切実な訴えが聞けます

主催 自衛官人権裁判全国弁護団連絡会

連絡先: はままつ共同法律事務所

浜松市中区中央一丁目6番22号

TEL053-454-5535 FAX053-454-5727